

第 2 期福岡県循環器病対策推進計画（素案）の概要

第 1 期福岡県循環器病対策推進計画の期間は、県保健医療計画等との調和を図るため、終期を合わせ、令和 4（2022）年度から令和 5（2023）年度までの 2 年間としていた。

そのため、国の第 2 期循環器病対策基本計画を基本とするとともに、県における循環器病に係る状況を踏まえ、県の第 2 期循環器病対策推進計画を策定するもの。

第 1 章 計画策定について

- 根拠法令
循環器病対策基本法第 11 条第 1 項
- 計画期間
令和 6（2024）年度から令和 11（2029）年度まで【6 年間】

第 2 章 本県における循環器病の状況

- 主要死亡原因内訳
悪性新生物（がん）に次いで、循環器病が全死亡原因の第 2 位。（図 1）
- 循環器病の年齢調整死亡率
男女とも全国と比べ低い。（図 2）
- 健康寿命と平均寿命
健康寿命と平均寿命の差（不健康な期間）は、男女とも全国と比べ長い。（図 3）

図 1 <本県の主要な死亡原因内訳>

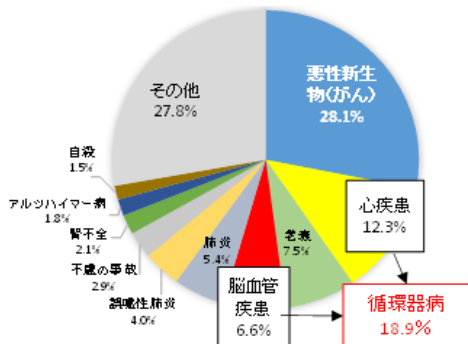


図 2 <年齢調整死亡率(平成 27 年。人口 10 万対)>

項目	全国	福岡県
脳血管疾患	男	37.8
	女	21.0
心疾患	男	65.4
	女	34.2

R2 分が R5.12 月
公表予定

図 3 <健康寿命と平均寿命(令和元年。単位:年)>

項目	全国		福岡県	
	男	女	男	女
健康寿命	72.68	75.38	72.22	75.19
平均寿命	81.41	87.45	81.24	87.47
不健康な期間	8.73	12.06	9.02	12.28

第 3 章 基本方針

全体目標

「平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加」及び「循環器病の年齢調整死亡率の減少」

《基本施策 1》

循環器病の予防や正しい知識の普及啓発

《基本施策 2》

保健、医療及び福祉に係るサービスの提供体制の充実

《基本施策 3》

多職種連携による循環器病患者への支援の充実

第 4 章 個別施策

基本施策 1 循環器病の予防や正しい知識の普及啓発

(1) 生活習慣病の発症、重症化予防の取組の強化

①生活習慣病の予防の推進

- ・食生活、身体活動、喫煙防止等望ましい生活習慣や、基礎疾患の管理の重要性などについて、効果的な普及啓発の実施

基礎疾患を有する者が、適切な自己管理を行うための医療機関との連携、運動しやすい環境の整備 (P14)

②特定健康診査・特定保健指導の実施率の向上等に向けた取組

- ・保険者協議会など関係団体と連携した普及啓発及び情報提供の実施
- ・保健指導従事者を対象とした研修の実施

ナッジ理論の活用 (P16)

(2) 循環器病に関する正しい知識の普及啓発

- ・関係団体等と連携した循環器病の前兆及び症状、発症時の対応等に関する普及啓発の実施

脳卒中や心不全の患者とその家族への情報提供 (P18)

基本施策2 保健、医療及び福祉に係るサービスの提供体制の充実

(1) 救急搬送体制の整備

- ・消防機関と医療機関の連携による速やかな救護体制の充実

医療機関相互の連携の促進 (P22)
(転院搬送)

(2) 急性期から慢性期までの切れ目のない医療提供体制の構築

①医療提供体制

- ・かかりつけ医の機能強化と多職種支援の充実を図るため、地域連携クリティカルパス等の活用状況を把握し、今後の効果的な活用方法について検討
- ・患者の状態に応じた医療・リハビリテーションの提供体制の整備
- ・在宅医療や介護及び福祉の連携推進のため、研修会を開催

②医療従事者等の人材確保及び育成

- ・多職種の連携にあたり、関係する多くの職種を対象とした研修会を開催
- ・就業啓発及び再就業支援による医療従事者確保の取組、研修会等の開催

③患者の状態に応じたリハビリテーションの提供や適切な緩和ケアの推進

- ・継続したリハビリテーションの提供体制の整備
- ・医師等に対する緩和ケア研修会等の実施

- 福岡県循環器病総合支援センターの設置 (P27, 34, 47)
 - 急性期医療提供体制の確保 (P27, 34)
 - 回復期・維持期患者への支援
 - ・地域移行に係る連携 (P27, 34)
 - ・在宅復帰時の医療、介護、福祉の連携 (P27, 34)
 - ・入院医療機関とかかりつけ医の連携 (心不全) (P34)
 - 各種対策に係る人材の育成
 - 多職種が連携した地域包括ケアシステムの構築 (P28, 34)
 - ・退院後の地域と入院医療機関との連携
- (3)にリハビリテーションに係る個別目標を追加 (P41)
(3)にクリティカルパス活用状況の把握と活用方法の検討を追記 (P44)

(3) 在宅療養等が可能となる環境の整備

- ・24時間の在宅医療体制確保のため、医療機関や訪問看護ステーション同士の連携を支援
- ・かかりつけ医等を対象に研修会を実施 (支援者間のネットワーク体制整備及び質の向上)

(4) 小児期から成人期までの成育過程を通じた循環器病対策

- ・移行医療支援、療養生活に係る情報提供・相談支援の在り方に関する検討

基本施策3 多職種連携による循環器病患者への支援の充実

(1) 循環器病に関する適切な情報提供・相談支援

- ・循環器病に関する様々な情報の収集、県民への提供
- ・ホームページやハンドブック等を活用した情報提供の実施

(2) 循環器病の後遺症を有する者に対する支援

- ・医療機関や相談機関等の連携による後遺症に関する相談支援及び情報提供等の取組の推進

(3) 治療と仕事の両立支援・就労支援

- ・セミナー等の開催による事業者への理解促進、循環器病患者等への相談支援の実施

両立支援に係る研修会、後遺症のある方と企業のマッチングを追記
個別目標「脳卒中患者に対する療養・就労両立支援の実施件数」を追加 (P51)

第5章 循環器病対策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

○ 各団体の役割

福岡県循環器病総合支援センターを追加 (P53)

○ 新興感染症等発生・まん延時や災害時等の有事を見据えた対策 (P53)
有事における循環器病患者に対する医療の確保について検討を行う。

○ 循環器病対策の進捗状況の把握及び評価

定期的に進捗状況を把握し評価を行い、PDCAサイクルに基づく改善を図り、施策に反映。

○ 計画の見直し

計画期間を令和11(2029)年度までとし、見直しを行う。